

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	軽自動車税関係事務	
②事務の概要	軽自動車税は、賦課期日（4月1日）時点において、本町内に軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。 益城町では、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 I 軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告の受付を行う。 ①軽自動車に関しては熊本県軽自動車協会で申告を受け付けし、本町へ送付される。 ②二輪の小型自動車に関しては熊本運輸支局で申告を受け付けし、本町へ送付される。 ③原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、本町で申告を受け付ける。 II 申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。 III 減免申請を受け付けし、障害者等等減免事由に該当する場合は、減免を行う。 IV 納税情報を管理する。 V 納税証明書の交付申請に基づき、納付状況を確認し証明書を交付する。	
③システムの名称	軽自動車税	
2. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税車両情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務課住民税係	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課住民税係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	軽自動車税業務において、人的作業が必要な場合は、ダブルチェック体制を徹底することで、人為的ミスの防止に努めている。 これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のある者にしかIDとパスワードが付与されておらず、離席時には、ログアウトを行うよう徹底している。 これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	税務課 住民税係	税務課 課税係	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	税務課 住民税係	税務課 課税係	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和1年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	項の修正 根拠法令の追加
令和1年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第27号	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	根拠法令の追加修正
令和1年7月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	税務課 課税係	税務課 住民税係	事後	部署編成に伴い
令和1年7月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	税務課 課税係	税務課 住民税係	事後	部署編成に伴い
令和5年4月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	1. 番号法第9条第1項 別表第一 16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第27条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第27条	事後	情報提供の実施に伴う修正、及び文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和6年12月27日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表 24の項	事後	
令和6年12月27日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第27条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第27条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない	[○]委託しない	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への対応	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策		新様式への対応	事後	